

岡崎市監査委員公告第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成 23 年 3 月 29 日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

連番	枝番	ページ 番号	担当課	番号	結果	結果番 号	指摘等の項目	要約内容	平成22年9月末時点	
									措置状況	取組内容(改善措置の内容、措置完了への見通し、措置が不要な理由等)
2		28	下水総務課	(3)	意見	2	市民への供用開始通知の適時送付について	市民にとって接続可能な管が複数整備される場合で合理的にみて接続しない方の下水道が先に供用開始された時にも通知文を送付しており、市民に混乱を与える可能性が高い。こうしたケースでは通知文送付を省略するか、合理的な方の管に接続すればよい旨を注意文として載せるなどの配慮をすることが適切である。	措置済み	平成22年6月から供用開始通知文に、「複数方向に公共柵が設置されている方は、合理的な時期に公共柵に接続してもよい」という内容を追記した。
10		52	下水総務課	(3)	指摘	1	徴収活動について	事業者の場合、営業を移転もしくは廃止した場合であっても、他所で営業を継続していることも考えられるため、市が有している情報やインターネット等を活用することにより、使用料を請求すべきものの有無を十分検討すべきである。	措置済み	平成22年度から店舗及び事業所等の不納欠損対象者をインターネットで検索して確認のうえ、事務処理するようにした。
12		54	下水総務課		指摘	3	時効となった延滞債権の不納欠損処分について	時効となった延滞債権の不納欠損処理については、事業年度ごとの区分で処理しているが、少なくとも4月から12月までの9月分は時効が到来しているが翌年度不納欠損処理がされており、適時性に問題がある。	措置済み	時効完成した債権について、平成21年度から不納欠損処理をした。
21		62	下水総務課		意見	16	受益者負担金、分担金の金額について	受益者負担金と分担金では、1㎡単価が一緒であるが、市街化区域は下水道等の整備等を目的とした都市計画税が課されており、市街化調整区域とは負担において差異がある。市街化区域(受益者負担金を徴収)と市街化調整区域(分担金を徴収)において、同一の単価であることについては、今後の検討課題とされたい。	措置済み	平成21年度から市街化区域と市街化調整区域と別個の負担金単価を設定した。
22		62	下水総務課		意見	17	負担金の徴収事務について	負担金の回収率を向上させるため、滞納者に対する電話連絡の頻度を高めること及び戸別訪問を積極的に実施することを要望する。	措置済み	平成21年度から電話催告月間を2回から3回に増やし、また、土曜日・日曜日に徴収訪問を実施している。
23		63	下水総務課		意見	18	徴収猶予の更新手続きについて	負担金の徴収猶予の更新手続や、主たる徴収猶予理由である農地、空地等の徴収猶予期間について、下水道負担金条例又は下水道負担金施行規則に定めがない。条例又は施行規則において定めるようにされたい。	措置済み	平成22年度から、負担金及び分担金施行規則に徴収猶予期間を定めた。
28		72	下水工事課	(5)	意見	23	随意契約に係る契約金額の妥当性について	日本下水道事業団との契約にあたっては、予定価格に事務費相当分として管理諸費が計算されているが、この管理諸費は、見積もられた事業費総額に一定率を乗じて算出されており、業務遂行に必要な事務量とは関係なく決定されている。市としてこの管理諸費の適正性に関する検証を望む。	措置済み	21年度中に、日本下水道事業団に管理諸費について検証を行った結果、管理諸費の率は受託業務部門の収支を独立採算的に相償わせるために必要な収入を賅うという考えで決められており、受託事業の小規模化等に伴うコストアップが見込まれる中、事業執行の効率化により経費を削減し、必要最小限の水準になっている」との回答を得た。
30		79	下水工事課	1	意見	25	総合評価落札方式について	平成20年度において、総合評価落札方式によって落札者を決定している工事が存在する。この落札価額は入札額のみで判断する限り4番目であり、逆転現象が発生している。市内に本店を有する業者が参加することによる評価点の加算が主な原因の一つである。この点、市の産業振興を重視するか、調達価額を重視するかで点数配分は変わっていくものと思われる。 総合評価落札方式は、今までの価格による自動落札方式と比べ、客観性が保ちにくくなる方式であり、その運用いかんによっては弊害が生じるおそれもある。今後においても、評価の妥当性に留意しつつ、その適切な運用に努められたい。	措置済み	総合評価落札方式は、市内に本店を有する業者を優先させる効果だけのための施策ではなく、価格以外の要素を持たせることにより談合防止効果やダンピング防止効果も期待できるものである。また、実績評価等を加点することによる不良不適格業者の排除効果も期待でき、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(通称「品質法」)」にも沿っているものである。そのため、民間有識者で構成される入札監視委員会からも、総合評価落札方式の継続採用を促進するように提言を受けており、平成22年4月からは、運用基準の拡大、加算点の細分化、上積み等の改正を行ったところであり、常に良質な工事の施工に向け、適切な運用に努めている。

平成2 年度包括外部監査措置取組表

連番	枝番	ページ 番号	担当課	番号	結果	結果番 号	指摘等の項目	要 約 内 容	平成22年 9月末時点	
									措置状況	取組内容 (改善措置の内容、措置完了への見通し、措置が不要な理由等)
31		80	下水道施設課		意見	26	下水道雨水吐ゲート設置工事について	平成20年度において、岡崎市菅生町における下水道雨水吐ゲート設置工事が2件発生している。両件名の工事箇所は近接しているため、一つの工事としてまとめて契約手続きを行っていただければ、契約事務作業の点から効率的であったものと考えられる。そのため、工事の施工においては各関係部署、管理部署との連携をより密にすることが重要であるといえる。	措置済み	平成22年 3月に関係部署、管理部署との連携を密にして作業の効率を図るように職員に周知した。
32		82	技術管理課		意見	27	特定の担当者に対する業務の集中	3月に工事検査が集中しているが、その検査員の実績をみると、特定の個人が1日10件を越えているときが見受けられる。また、別個の工事案件にも関わらず、検査予定時間が重複している、1件当たりの検査予定時間が30分弱しか確保されていない等のケースも見うけられた。工事検査業務に必要な十分な時間を確保できる体制を整える必要がある。	措置済み	平成21年度に、工事検査班に属する検査員 (再任用) を2名増員し、検査体制を整えた。
33		84	下水工事課		意見	28	工事検査依頼について	工事の検査を依頼する場合に「工事検査依頼書」(様式第75号)を提出しなくてはならないとされているが、これは市役所内部での業務連絡に過ぎず、書面をもって承認を受けなくてはならないほど重要な事項とは考えにくい。イントラネット上等での電子承認システムを構築し、書類に基づく承認手続を省略したうえで業務を遂行するのが、ペーパーレス化及び業務効率化を図る上で有用であると考えられる。	措置済み	平成21年度から新財務会計システム内の契約業者管理システムによりイントラネット上で手続きを行うようにした。
34		85	人事課	(3)	意見	29	電気主任技術者報酬について	一般職員が休日に点検することにより、電気主任技術者の報酬を、一般職員としての勤務時間外による点検業務として支払っているが、一般職員としての平日勤務で点検業務が可能であれば、その方が合理的であろうし、その場合には、この電気主任技術者の報酬を支払う必要はないと考える。金額は軽微であるが、市としては電気主任技術者としての報酬を支払うのではなく、その資格取得のための受験料等を負担するなどの方法で職員の意欲を確保するほうが望ましい。	措置済み	電気主任技術者の職務のために行った時間外勤務に対しては、時間外勤務手当を支給することとし、平成21年度の第4四半期から報酬の支払いをやめた。
35		88	人事課	(3)	指摘	7	勤勉手当の算定方法の考え方の背景とその妥当性について	勤勉手当は、本来、考課給として、人事評価の成績に応じて支払われる性格のものであるが、現実には、人事評価制度の導入が遅れているため、職員に対して一律の成績評価がされている。早急に、人事評価制度を確立して、働きに見合った支給方法に変更する必要がある。	措置済み	人事評価制度の本格導入に伴い、平成22年 6月支給の勤勉手当から人事評価の成績に応じた支給方法に改めた。
40		100	下水総務課	(3)	意見	34	繰越金の扱いについて	余剰金を保持することには、算定期間ごとの負担金と費用の関係が不明確になり、経費節減が不十分となる可能性がある、実質上無利子の預け金であるため、各市町に機会費用が発生する、という問題がある。繰越金については基本的に算定期間ごとの精算を行うよう、流域下水道との交渉を行うことが望ましい。	措置済み	平成22年度の余剰金の返還は、前回までと異なり平成20年度までの余剰金が返還されるように変更され、平成22年度予算に計上した。

平成22年度包括外部監査措置取組表

連番	枝番	ページ 番号	担当課	番号	結果	結果番 号	指摘等の項目	要約内容	平成22年9月末時点	
									措置状況	取組内容(改善措置の内容、措置完了への見通し、措置が不要な理由等)
45		109	下水施設課	(3)	指摘	9	処理場内の廃棄物品について	現地視察を行ったところ、廃棄物品が処理場内に多数残っていた。下水道部の所管施設において生じた廃棄物品を全て集めており、毎年度末にまとめて処分しているとのことだが、平成20年度末で八帖処理場が廃止となり、目を行き届かせる常駐の職員がいなくなっている。よって、撤去費用が多額にかかる設備を除き、速やかな廃棄処分が管理上適切である。	措置済み	平成22年3月に廃棄物品については売却処分をした。
47		113	下水施設課	(3)	指摘	10	業務停止後に残った薬品在庫の取扱いについて	八帖処理場において業務停止後、残った薬品については、すみやかな処分を検討する必要がある。	措置済み	平成22年2月に残った薬品については処分、移管をした。
48	1	115	下水工事課	3	意見	39	集中豪雨対策への取組みについて	占部川流域の河川氾濫対策について六名地区等は、浸水の常襲地帯であり、高台からの流水の排水が占部川のみとなっている。市は、広田川合流点から針崎ポンプ場までの区間について、平成25年度完了目標とする占部川の河道改修事業を計画しているが、その上流地区については具体的な対策が明示されていない。矢作川への直接放流という方策を関係団体等と協議することが必要であると思われる。	措置済み	現在、矢作川方面への放流について、事業化に向けて、協議を重ねている。
48	2	115	下水工事課	3	意見	39	集中豪雨対策への取組みについて	伊賀川流域の河川氾濫対策について伊賀川の氾濫地区を視察したが、川の西側は自然勾配により雨水が流れるが、東側は勾配が無くなすべがなかったと思われる。県は平成21年度から5年計画の床上浸水対策特別緊急事業として伊賀川等5河川の整備を打ち出しており、その速やかな整備が望まれる。ただし、この緊急対策を実施しても、今回のような集中豪雨に対しては対応不可能かもしれないため、今後は、避難勧告、避難場所への誘導等に尽力する必要がある。市も、避難場所として緊急待避所を指定し、市民に集中豪雨に対する意識付けを実施しているが、これらに加え、浸水危険地域を中心に、水位計等と連動した拡声器形式での警報措置の配備が必要であると思われる。	措置済み	平成22年度より警報装置の配備等の対策を実施している。

岡崎市監査委員公告第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成23年9月29日

岡崎市監査委員	渡	邊	宗	男
同	中	根	常	彦
同	近	藤	隆	志
同	田	口	正	夫

連番	枝番	ページ番号	担当課	番号	結果	結果番号	指摘等の項目	要約内容	平成22年度末時点	
									措置状況	取組内容(改善措置の内容、措置完了への見通し、措置が不要な理由等)
1	1	26	下水総務課	(3)	意見	1	下水道普及率及び水洗化率の実態値について	処理区域人口の把握時点は当年度末整備完了の下水道が存する区域の居住者人口だが、当年度末整備完了の下水道の供用開始時点は翌年6月以降である。処理区域人口の把握時点を適切な時点として算定し公表することが望ましい。	措置済み	意見のとおり水洗化率を平成23年4月に算定した。
3		31	下水施設課	3	意見	3	不明水対策に重点を置いた管渠の点検・修繕方法について	各処理分区で有収率を100%を大きく上回った、または、下回った地区においては、地形・地質状況や地下水位の状況を考慮しても、管渠のヒビ割れなどが通常の水準を超えているなどの異常な状況が生じている可能性がある。 実際の管渠の点検・修繕方法は、破損箇所等の有無を点検し、優先順位をつけて修繕を行うものであるが、市内全体の管渠のごく一部しか点検できていない。異常な状況を把握できた区分における重点的調査を実施するといった方法を従来の方法と組み合わせ、より効果的かつ効率的な管渠の点検・修繕が可能となると考えられる。	措置済み	不明水対策に重点をおいた調査・点検を各処理分区ごとに行ない、使用水量と排除汚水量の誤差の原因解析を実施するようにした。また、テレビカメラ等の点検調査を行い、破損箇所の修繕をするようにした。
20		61	下水総務課	イ	意見	15	負担金の検討について	下水道の標準工事を定めてこれに基づき1㎡当たり負担金を算定しているが、この負担金の妥当性についての事後的な検討がなされていないので、これを実施することを検討されたい。	措置済み	受益者負担金の1㎡当たりの負担金について、選定した工事箇所を平成22年12月に算定した。
43		106	下水施設課	(3)	意見	37	補助対象施設の現況調査について	補助対象施設は、設置後も適切な管理運用がなされる必要があるが、対象施設の現況についての調査は平成20年度まで行われていない。施設の現況が補助制度の趣旨に沿うものであるかを調査することが望まれる。	措置済み	設置後5年を経過した対象施設の現況調査を実施するようにした。
49		121	下水総務課	3	意見	40	企業会計移行への取組について	企業会計化への取り組みに関し、資産の網羅性確保については、下水道台帳と支出負担行為決議書との照合により、資産もれを防ぐ必要がある。また、今後の公営企業会計の抜本的改革の動向に注意し、組織体制を整える必要がある。	措置済み	下水道台帳、工事台帳、支出負担行為決議書を活用して、資産もれのないような事務処理方法とした。また、平成24年度からの企業会計導入のため、企業会計準備班を設置し、抜本的改革の動向に適切に対応できるように体制づくりをした。
50		127	下水工事課	3(1)	意見	41	経済性比較におけるコスト算定方法の再検討について	下水道の建設・維持管理のコスト比較に使用する費用関数や単価による算定額が、市の整備実績と乖離している可能性があると推測されるため、2事例について実績額との比較を概括的に実施したが、実際にかかる金額より過小に算定される傾向がある。 他方、合併処理浄化槽についても、代替コスト等を考慮すれば実績額が上回っている可能性が高いと考えられる。 以上より、算定方法について再検討することが適切である。整備費の実績を固定資産の種類ごとに詳細に把握して、市にとっての適切な数値を設定し、これに基づいて経済性比較を行うことが望ましい。	措置済み	平成22年度に全県域汚水適正化構想の見直しがあり、公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽等の建設費、維持管理費、及び施設の耐用年数等のデータに基づき、経済比較等を行い、地域の特性に即した適切な整備手法を選定、作成するもので、県から平成22年4月に提示された策定マニュアルを踏まえて見直し、平成23年3月に岡崎市の案を作成した。
51		131	下水工事課	(2)	意見	42	意思決定過程に参画する部門について	岡崎市下水道基本構想は、下水道部のみで意思決定されており、浄化槽の担当部門である環境部廃棄物対策課は意思決定に参画していないため、公平性を欠いており、経済的でない手法で整備が進められてしまう可能性があるものと考えられる。よって、今後は環境部廃棄物対策課も参画することとするのが適切である。	措置済み	平成22年度に全県域汚水適正化構想の見直しについても、環境部廃棄物対策課と打合せ、協議を行い、平成23年3月に岡崎市の案を作成した。
52		132	下水工事課		意見	43	経済性以外の要素を考慮した総合的検討方法の構築について	汚水処理方式の意思決定においては、経済性の検討のみならず、耐震性や処理水質、汚水処理コストに関する市民間の公平性等の観点も考慮に入れて総合的に判断する必要がある。したがって、汚水処理方式の意思決定に関しては、こうした経済性以外の要素を総合的に検討する方法について、各部門が連携し構築することが望ましい。	措置済み	平成22年度に、環境部を始め市関連部局と協議を行い、予定される各種事業との整合を図り、また、経済性のみならず、水源域の水質保全等の地域特性、従来からの地域要望、財政面からの整備可能範囲などを総合的に考慮した上で、平成23年3月に岡崎市の案を作成した。